

納付義務者 各位

独立行政法人環境再生保全機構

福島県の一部地域の事業者の皆様における汚染負荷量賦課金の  
申告・納付期限の延長措置の継続について

皆様方におかれましては、汚染負荷量賦課金の申告・納付につきまして、日頃より、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災に伴い、平成25年4月1日現在、申告・納付期限未定であった福島県の一部地域の申告・納付の延長期限は引き続き延長措置を継続しておりますことをお知らせいたします。

引き続き延長措置を継続する地域

**「福島県」**

田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、  
双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

(本件に対するお問い合わせ先)

独立行政法人環境再生保全機構 補償業務部 業務課 天羽、野口

TEL 044-520-9543

FAX 044-520-2133